

## 令和6年度（2024年度）定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

選挙管理委員会事務局

#### (2) 対象事務

令和6年（2024年）4月1日から令和6年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年（2025年）5月15日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 庶務的事務

- ア 職員のサービスに係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

### 4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

選挙費で予算執行している第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙器材運搬作業において、競争入札によらず、随意契約とするため、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の2に規定する額を超えないように分割発注していた。

また、随意契約により契約を締結しようとするときは、同規則第30条の4第1項および第30条の5第1項の規定により、あらかじめ予定価格を定め、2者以上から見積書を徴するとされているところ、積算書を作成していないことから予定価格を定めず、見積書を2者以上から徴しないまま特命随意契約としており、適正な業者選定手続が執られていなかった。

選挙管理委員会事務局では、令和4年度定期監査の指摘を受け、選挙の種類や期日により競争入札または随意契約のいずれの契約手法を選択するか整理し、予定価格を定めるなど適正な契約事務を執行するとしていたが、今回は選挙期日までの期間が短く、競争入札に付するために必要な期間が確保できなかったことから、前例踏襲の事務処理を行っていた。

地方公共団体の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定するとおり競争入札が原則であり、競争入札を避けるための分割発注は不適切であることから、発注の時期や機会、履行場所などを検討したうえで適切な発注単位や契約手法を選挙の実施に備えて日頃から整理しておくことはもとより、選挙期日までの期間が短く随意契約によらなければならない場合においても、予定価格を定めるなど法令等にのっとり適正な契約事務の執行を図られたい。